

工事成績等による業者選定基準

平成30年 5 月

1 指名競争入札

(1) 上位の工事等級の工事に参加できる業者の基準

区分	対象業者	上位 等級	上位の工事等級の工事に参加するための条件 (総合評点・工事成績の全てを満たすこと)	
			総合評点	工事成績
土木一式工事 (下水道管渠工事を含む)	C級業者	B	650～699	過去3年度の当該発注 工事の工種に係る工事 検査監の検査対象工事 の工事成績の平均点が 当該発注工事の工種に 係る長岡市全体の平均 点以上であること
建築一式工事	B級業者	A	750～799	
	C級業者	B	650～699	
管工事 (水道管工事を含む)	B級業者	A	700～749	
	C級業者	B	600～649	
電気・舗装工事	B級業者	A	700～749	

(2) 当該工事等級以外の工事等級の工事に参加できる業者の基準

上記(1)を適用しても発注地域に主たる営業所を置く業者(以下「発注地域業者」という。)で指名数が充足できない場合には、当該工事の等級格付以外の等級に格付されている発注地域業者又は近接する地域業者を、当分の間、指名総数の50%を限度として指名(「くい上がり」、「くい下がり」)できるものとする。

ただし、舗装工事は「くい上がり」のみとする。また、舗装機械を有している者を優先とし、発注地域にかかわらず指名業者選定を行う。

なお、「くい上がり」、「くい下がり」できる業者は次の全ての項目に該当する者とする。

- ・ 電子入札の準備が完了していること。
- ・ 過去3年度の当該発注工事の工種に係る工事検査監の検査対象工事の工事成績の平均点が75点(B評定)以上及び同一工種の施工実績があること。
- ・ 当該等級以外の工事を多数受注していないこと。

(3) 川口地域発注工事における特例

川口地域発注工事においては、当分の間、上記(2)に係わらず、当該工事の等級格付以外の等級に格付されている発注地域業者を、指名総数50%を限度として指名(「くい上がり」、「くい下がり」)できるものとする。

(4) 選定除外

長岡市が発注をした工事について工事検査監による検査の工事成績評定が次に掲げる結果であった業者は、当該発注の業種の工事について当該結果に応じて定める期間、業者選定の対象から除外する。

ア 60点以上65点未満であった場合 工事成績通知の日から1箇月間

イ 60点未満であった場合 工事成績通知の日から3箇月間

2 制限付き一般競争入札

入札参加資格の制限

長岡市が発注をした工事について工事検査監による検査の工事成績評価が次に掲げる結果であった業者は、当該発注の業種の工事について当該結果に応じて定める期間、制限付き一般競争入札の入札参加を認めない。

ア 60点以上65点未満であった場合 工事成績通知の日から1箇月間

イ 60点未満であった場合 工事成績通知の日から3箇月間